

## 庭園管理業務共通仕様書比較表

赤字：変更内容

青地：変更理由

新 (H31年度版)	旧 (H30年度版)
4. 業務の実施	4. 業務の実施
<p>(3) 業務体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を遂行するにあたり、受託者は作庭者の指導のもと、その意図等を忠実に反映・継承させるよう努めること。</li> <li>・<b>作業者の選定に当たっては、技能継承の観点も考慮し、専門的観点から技量、体制等を確認し、選定する。</b> →しかるべき作業者（下請け等）の選定</li> <li>・業務を実施するにあたり、作業体制表に基づき適正に配置するものとする。また、作業者の新規入場に先立ち、受託者は仕様書及び「京都迎賓館庭園保全管理計画及び管理指針(以下「計画・指針」という)」(平成23年度策定)の内容について<b>作業者が理解を深めるよう十分に周知し情報共有を図る。</b></li> <li>・受託者は、現場を監督し、設計趣旨をふまえたうえで、<b>適正な作業が行われるよう作業者を指導するとともに、現場の状況に合わせて、作業内容・行程の見直しを発注者と協議し、適切な作業が行われるよう調整を行う。</b> →受託者の監理的な立場を明示</li> <li>・<b>業務体制に関して、発注者が改善の必要性を認めた場合は、適切な調整を行う。</b> →発注者による受託者への改善指示</li> </ul>	<p>(3) 業務体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を遂行するにあたり、受託者は作庭者の指導のもと、その意図等を忠実に反映・継承させるよう努めること。</li> <li>・業務を実施するにあたり、作業体制表に基づき適正に配置するものとする。また、新規入場に先立ち、受託者は仕様書及び「京都迎賓館庭園保全管理計画及び管理指針(以下「計画・指針」という)」(平成23年度策定)の内容について十分な教育を行う。</li> </ul>
<p>(9) 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強風、豪雨、雪等の被害が前もって予測される場合は、受託者の責任において事前に十分な対応をしておくこと。また、その対応について発注者の承諾を得る。</li> <li>・万一庭園に被害が発生した場合は速やかに状況を把握し、発注者へ報告し指示を仰ぐ。</li> <li>・業務の中で異常が発見された場合は、速やかに発注者へ報告し指示を仰ぐ。</li> <li>・<b>発注者の指示ある時は、造園・園芸業界と連携し、必要な資材や人員を手配し、迅速な対応をとること。</b> →業界からのバックアップを受けられる利点を活用した迅速な対応を明記。</li> </ul>	<p>(9) 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強風、豪雨、雪等の被害が前もって予測される場合は、受託者の責任において事前に十分な対応をしておくこと。また、その対応について発注者の承諾を得る。</li> <li>・万一庭園に被害が発生した場合は速やかに状況を把握し、発注者へ報告し指示を仰ぐ。</li> <li>・業務の中で異常が発見された場合は、速やかに発注者へ報告し指示を仰ぐ。</li> </ul>
6. その他施設の保全作業	6. その他施設の保全作業
<p>(1) 池・流れ手入れ</p> <p>③ 滝・流れの手入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滝・流れに発生する草や藻等について、水辺の景観を維持するため、取り除くべきものと保護育成するものと区別しながら除去するとともに、底石の敷均し等の手入れを年20回行う。 →専門的な技量を要する事を明記</li> <li>・滝・流れの底面、石に張り付いた藻・苔の除去、石の並べ替え(景観を整える)及び水辺の植物を含む手入れを年20回行う。</li> </ul>	<p>(1) 清掃</p> <p>③ 滝・流れの特別清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滝・流れの底面を含む清掃を年20回行う。</li> </ul>
<p>(2) 施設の保守・補修</p> <p>⑩ 庭園会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作庭に携わった者による庭園会議を、事務局として年2回開催し、<b>これまでの管理経緯を踏まえたうえで運営を行う。</b>また会議で検討される事案についてまとめ、報告を行う。 →中長期的な管理経験を求める</li> <li>・<b>発注者の求めに応じて、造園技術者・技能者とのつながりを活用し、庭園会議に専門家を招致するなどして、課題解決に必要な意見等を導き出すよう努めること。</b> →専門家による指導を明記</li> <li>・<b>庭園会議で検討された事案を管理に反映させることができるよう、作業者に十分周知し、情報共有を図ること。</b> →庭園会議での検討結果及び指導内容を庭園管理業務へ反映 →受託者の監理的な立場を明示</li> </ul>	<p>(2) 施設の保守・補修</p> <p>⑩ 庭園会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作庭に携わった者による庭園会議を、事務局として年2回開催し、会議で検討される事案についてまとめ、報告を行う。</li> </ul>